

幼稚園、保育所及び認定こども園に関する動向と課題

1. 子ども・子育て支援制度

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）が成立、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援制度」が施行された。

（1）子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、子ども・子育て支援事業の計画的な実施、関係機関との連絡調整、教育及び保育の提供体制の確保が市町村の責務とされた。

提供体制の確保においては、こども及びその保護者が置かれている環境に応じて、こどもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育を総合的かつ効率的に提供することとされている。

（2）幼保連携型認定こども園

平成 18 年 10 月に施行された認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）が、平成 24 年 8 月に改正され、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設である「幼保連携型認定こども園」が創設された。

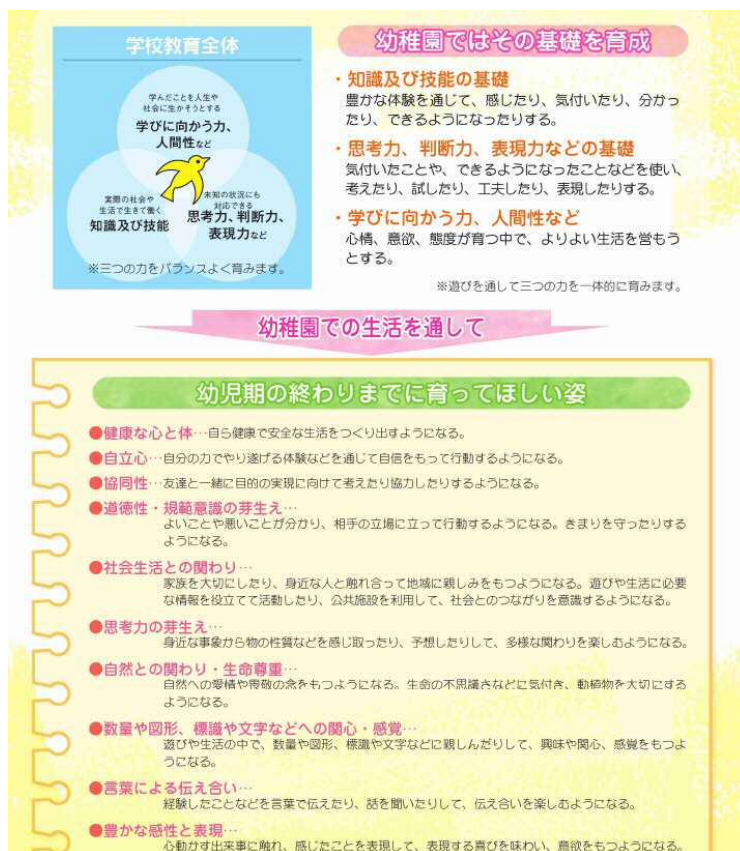
2. 幼稚園教育要領等の改正

教育及び保育の水準を保つため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が定められている。

これら 3 つの要領・指針が平成 29 年 3 月に改訂された。改訂では幼稚園、保育所及び認定こども園との整合性を確保し、3 歳以上について、共通の記載がなされた。

各要領や指針では、幼児教育において育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つを示した。そして、これらの資質・能力が、健康・人間関係・環境・言葉・表現の各領域におけるねらい及び内容に基づく活動全体によって育むことを示し、幼児期の終わり頃には具体的にどのような姿として現れるかを、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化した。（図 1）

図 1 3つの資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



文部科学省「幼稚園教育パンフレット（※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）（抜粋）」

3. 幼児教育・保育の無償化

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされ、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全てのこどもたちの利用料が無償化された。また、0歳から2歳児のこどもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化された。

4. こども家庭庁の創設

令和5年4月にこども家庭庁が創設された。関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されるとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣に協議することとされた。

5. 市立教育・保育施設の教育・保育

(1) 市立教育・保育施設の特徴

表1 市立教育・保育施設の特徴

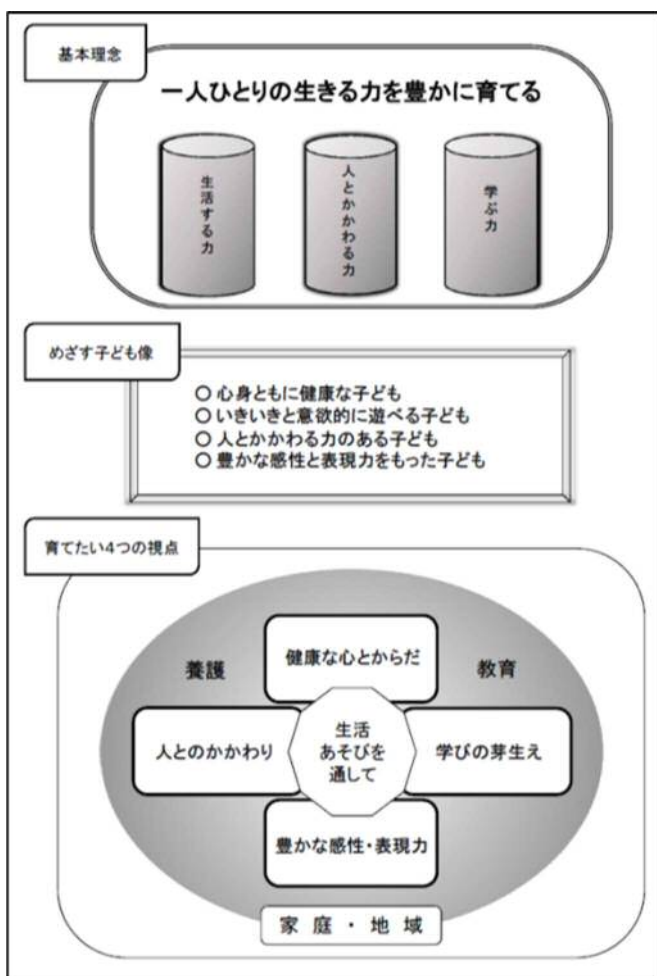
		幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
施設数		3園	5箇所	1園
基本理念		<ul style="list-style-type: none"> 「～一人一人の「未来に向かう力」を育む 豊かな幼稚園～」 	<ul style="list-style-type: none"> 「一人一人の生きる力を豊かに育てる」 	<ul style="list-style-type: none"> 「一人一人の生きる力を豊かに育てる」
強み		<ul style="list-style-type: none"> こどもの主体性を育む保育環境作りの研究に力を入れている。 小中学校とのつながりが深く、連携する体制ができている。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの一日の生活リズムに添った保育を行っている。 こどもの発達段階に即した、個々の発達を促す取り組みに力を入れている。 幅広い年齢の関わりを通じた保育を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な集団活動や幅広い異年齢交流を体験することができ、人とかかわる楽しさや、友達と協同する喜びをより深く感じることができる。
課題	施設類型ごと	<ul style="list-style-type: none"> 園児数の減少により、集団教育に支障をきたす恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育を希望する比率が高まっており、既存の保育所だけでは待機児童を解消できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、利用者アンケート等を通して把握していくこととしている。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化とそれに伴う修繕費や改修工事費用の発生 地域における保育需要と供給に偏りがあることでのミスマッチの発生 公立保育施設としての役割の明確化が必要 施設類型ごとに教育・保育が個別化しやすく、保育者の異動、同じ方向性での教育・保育が推進しにくい。 		

(2) 道明寺こども園

道明寺こども園は平成 24 年 6 月に整備計画が決定。施設は、市立道明寺幼稚園と第2保育所の複合施設とし、認定こども園の申請は行わないこととした。

保育内容については、幼稚園及び保育所の先生方で部会を設けて検討を進め、こども園の基本理念、目指すこども像、育てたい4つの視点をまとめた。(図 2)

図 2 道明寺こども園の就学前教育・保育



平成 28 年 4 月藤井寺市HP「藤井寺市立道明寺こども園の概要」より

平成 28 年 4 月に道明寺こども園が開園。道明寺幼稚園及び第 2 保育所が一つの建物に入り、緩やかな連携による運営を行った。開園にあたって、混合クラスを目指しつつも、幼保一体化施設の藤井寺オリジナル運営モデルを確立していく方向性を打ち出した。

新しい運営モデルを確立するため平成 29 年度より 3 年間、大学教授をアドバイザーに招き、こども園研究会を行った。令和 2 年 2 月に行われた研究会において「研究会の成果として幼稚園と保育所の相互理解が一定程度進んだが、緩やかな連携では解決できない課題

が見えてきた」と総括が行われた。

それを受けて組織のあり方を検討し、令和3年4月に幼保連携型認定こども園に移行する方針が決定された。

そこで、大学教授に依頼し、こどもの遊び理解の基本的な視点を考える研修や、平成29年に行われた幼稚園教育要領、保育所保育指針等の改正を振り返ることで、幼稚園教諭と保育士の保育のとらえ方を見直し、認定こども園の教育及び保育を検討した。

令和5年4月道明寺こども園が幼保連携型認定こども園に移行した。

(3) 本市の職員研修等

- 教育要領、保育指針等について、改訂・改定のポイントをおさえる。
- 3つの資質・能力を理解し、こどもの活動を分析する力を高める。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての理解を深める。(実践と紐づけた分析力を高める)
- それぞれの保育者がこれまで培ってきた専門性に加え、「令和の保育」に向けての新しい価値観を得ていく。
- 保育者同士の話し合いが、保育の質向上につながると理解し、自らの考えを発信し合い、すり合わせながら、組織としての同僚性の構築、保育観のアップデートを図る。